

柏崎市子ども未来部子育て支援課 非常勤職員（女性相談支援員）募集要項

令和7（2025）年3月
柏崎市子ども未来部子育て支援課

次のとおり柏崎市子ども未来部子育て支援課に勤務する非常勤職員を募集します。

1 採用職種、採用予定人員、業務内容

採用職種	人員	業務内容
女性相談支援員	1名	(1) ひとり親家庭やドメスティックバイオレンス被害者を含む主に女性からの生活・福祉・性別による人権侵害に関する相談への対応 (2) その他課長が必要と認める業務

2 勤務場所

柏崎市子ども未来部子育て支援課家庭支援係（柏崎市元気館：柏崎市栄町18番26号）

3 応募資格

普通自動車免許を有し、パソコンのワード・エクセルで表やグラフを使った文書作成ができ、次のいずれかの資格、経験を有する方

- ・社会福祉士の資格を有する方
- ・社会福祉主事として2年以上社会福祉事業に従事経験のある方
- ・大学において社会福祉を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方

4 勤務時間・報酬等

勤務日	月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）です。
勤務時間	8時30分から16時30分まで（休憩時間：正午から13時まで） ただし、相談対応等のため時差出勤を命じることがあります。
報酬	月額218,200円 ・報酬は、勤務した月の翌月21日（その日が土曜・日曜・祝日の場合は、直前の平日）に支給します。 ・勤務時間外に勤務した場合は、時間外割増報酬を支給します。
期末手当	年間1.4月を、6月と12月にそれぞれ0.7月ずつ支給します。 ただし、6月は任用から6か月経過していないため30%の支給となります。
勤勉手当	年間1.0月を、6月と12月にそれぞれ0.5月ずつ支給します。 ただし、6月は任用から6か月経過していないため30%の支給となります。
費用弁償	通勤距離が片道2km以上で、自動車又は自転車通勤する場合に、通勤に係る費用弁償を支給します。支給額は通勤距離により異なり、2km以上4km未満の場合は2,900円、4km以上6km未満の場合は4,000円など、距離に応じて増加します。
休暇	年次有給休暇は、任用開始時に11日付与されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
その他	非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。 ・職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること ・職務上知り得た秘密を漏らすこと ・政治的団体に関与して一定の行為をすること ・許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと ・許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に従事すること 等

5 試験日時

試験日時は、別途、電話で連絡いたします。

6 試験会場

柏崎市元気館（栄町１８番２６号）

7 試験方法

個別面接試験（１人１５分程度）

8 応募方法

履歴書（柏崎市指定のもの）に必要事項を記入し、資格証（写し）とハローワークの紹介状とともに、柏崎市子ども未来部子育て支援課家庭支援係（柏崎市元気館内）に持参（土曜日・日曜日・祝日を除く）または郵送（募集期間内に必着）で提出してください。

※応募書類に不備があるものは、受付できません

※応募書類は、お返しできません

9 合格者の発表

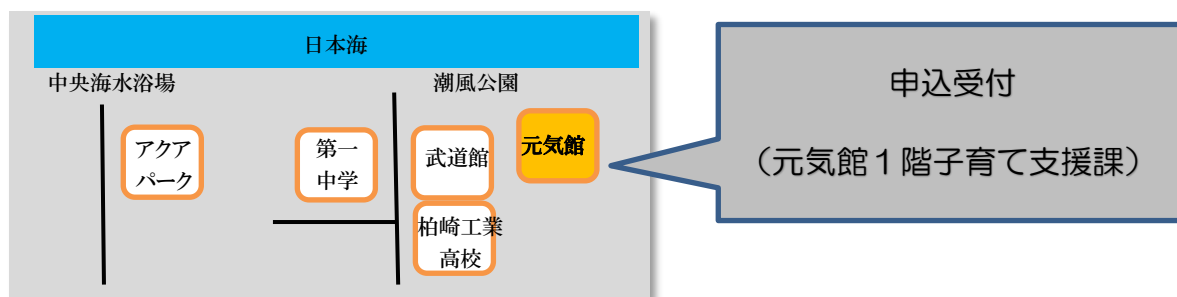
合否の結果は、面接日から５日以内に郵送でお知らせします。

10 任用期間

令和７（２０２５）年４月１日から令和８（２０２６）年３月３１日までの１年間です。

また、任用期間満了後、勤務成績が良好で、業務上必要がある場合は、再度任用されることがあります。

12 応募受付及び試験会場



お問い合わせ先

柏崎市子ども未来部子育て支援課家庭支援係（担当：重野）

〒945-0061 柏崎市栄町１８番２６号

電話：0257（47）7786 FAX：0257（20）4201